

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 2

告 示

- 令和元年 6 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第 51 号）…………… 2
- 道路の区域変更および供用開始について（第 52 号）…………… 6
- 指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について（第 53 号）…………… 6
- 平成 31 年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第 54 号）…………… 7
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第 55 号）…………… 7
- 指定管理者の告示事項の変更について（第 56 号）…………… 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第 57 号）…………… 7
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の変更および廃止について（第 58 号）…………… 7
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第 59 号）…………… 8
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第 60 号）…………… 8
- 令和元年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第 61 号）…………… 8
- 令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第 62 号）…………… 8
- 平成 29 年度、平成 30 年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第 63 号）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第 64 号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 65 号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第 66 号）…………… 9
- 功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について（第 67 号）…………… 9
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第 68 号）…………… 9
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第 69 号）…………… 11
- 秋田市告示第 55 号の訂正について（第 70 号）…………… 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 71 号）…………… 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 72 号）…………… 11

- 道路の区域変更について（第 73 号）…………… 11
- 道路の供用開始について（第 74 号）…………… 12
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第 75 号）…………… 12
- 車両制限令による道路の指定および車両の通行方法について（第 76 号）…………… 12
- 車両制限令による道路の指定および道路の通行方法について（第 77 号）…………… 13
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第 78 号）…………… 13

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 4 号）…………… 13

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数について（第 4 号）…………… 14
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について（第 5 号）…………… 14
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第 6 号）…………… 14
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について（第 7 号）…………… 14
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票所について（第 8 号）…………… 18
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻について（第 9 号）…………… 19
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について（第 10 号）…………… 20
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について（第 11 号）…………… 25
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について（第 12 号）…………… 25
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第 13 号）…………… 25
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第 14 号）…………… 25
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更選任について（第 15 号）…………… 26
- 令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更選任について（第 16 号）…………… 26

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第 3 号）…………… 26

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第6号）……………26
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第7号）……………26
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第8号）……………26
- 指定給水装置工事業者の指定について（第9号）……………27
- 指定排水設備工事業者の指定について（第10号）……………27

公 告

- 放置自転車等の撤去および保管について……………27
- 一般競争入札の実施について……………27
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………28
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………28
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………29
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………29
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………29
- 放置自転車の撤去および保管について……………29
- 農用地利用集積計画の策定について……………30
- 認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について…30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………30
- 放置自転車等の撤去および保管について……………31

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………31

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 7月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中

1 22時以降の夜間作業に従事したもの	勤務1回150円
2 冬季の22時以降の夜間作業に従事したもの	勤務1回250円

を

1 夜間作業に従事した者（2に該当する者を除く。）	勤務1回200円
2 冬季の夜間作業に従事した者	勤務1回400円

に改め、同

表11の項中

1 22時以降に呼出しを受けた者	勤務1回350円
2 その他の時間に呼出しを受けた者	勤務1回250円
3 冬季に呼出しを受けた者	勤務1回100円

を

1 夜間に呼出しを受けた者（3に該当する者を除く。）	勤務1回350円
2 夜間以外の時間に呼出しを受けた者（4に該当する者を除く。）	勤務1回250円
3 冬季の夜間に呼出しを受けた者	勤務1回450円
4 冬季の夜間以外の時間に呼出しを受けた者	勤務1回350円

に改め、

同表備考の項を次のように改める。

備考	<p>1 この表において、「夜間」とは午後10時から翌日の午前5時までの間をいい、「夜間作業」とはその間の作業をいう。</p> <p>2 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいう。</p> <p>3 月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分以上を超えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。</p>
----	---

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第51号

令和元年6月28日の「令和元年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和元年 7月1日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,065,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 22,570,959	千円 307,273	千円 22,878,232
	2 国庫補助金	4,286,510	307,273	4,593,783
17 県支出金		9,215,195	3,691	9,218,886
	2 県補助金	2,655,309	1,539	2,656,848
	3 委託金	653,769	2,152	655,921
21 繰越金		700,000	118,907	818,907
	1 繰越金	700,000	118,907	818,907
22 諸収入		8,893,527	4,874	8,898,401
	5 雑入	1,627,085	4,874	1,631,959
23 市債		13,001,600	544,000	13,545,600
	1 市債	13,001,600	544,000	13,545,600
歳 入 合 計		135,086,806	978,745	136,065,551

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,727,888	千円 5,752	千円 17,733,640
	1 総務管理費	15,657,994	3,600	15,661,594
	4 選挙費	357,307	2,152	359,459
3 民生費		50,844,121	91,769	50,935,890
	1 社会福祉費	23,164,377	11,576	23,175,953
	2 児童福祉費	18,395,397	80,193	18,475,590
6 農林水産業費		2,914,237	1	2,914,238
	3 林業費	269,978	1	269,979
7 商工費		9,521,777	43,550	9,565,327
	1 商工費	9,521,777	43,550	9,565,327

8	土木費		13,896,246	778,273	14,674,519
		2	道路橋りょう費	3,965,582	4,276,395
		5	都市計画費	4,069,331	4,536,791
10	教育費		11,132,398	47,800	11,180,198
		3	中学校費	1,362,072	1,409,872
11	災害復旧費		246,838	11,600	258,438
		1	農林水産施設災害復旧費	9,568	21,168
歳 出 合 計			135,086,806	978,745	136,065,551

第2表 継続費補正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8	5	泉・外旭川新駅 (仮称)等整備 事業	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300
				平成30年度	169,849		平成30年度	169,849
				令和元年度	449,252		令和元年度	553,934
				令和2年度	1,404,228		令和2年度	1,299,546
				令和3年度	5,000		令和3年度	5,000

第3表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
汎用機オープン化事業 (令和元年度設定)	令和元年度 ） 令和3年度	千円 168,587

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和元年度 ） 令和3年度	千円 23,750	令和元年度 ） 令和3年度	千円 50,750

第4表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
児 童 福 祉 費	千円 131,200	千円 21,600	千円 152,800			
道 路 橋 り ょ う 費	1,013,700	113,100	1,126,800			
土 地 区 画 整 理 費	849,100	280,700	1,129,800			
街 路 事 業 費	103,000	45,800	148,800			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	190,400	47,100	237,500			
中 学 校 費	35,800	28,200	64,000			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,900	7,500	12,400			
計	13,001,600	544,000	13,545,600			

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,119,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 496,500	千円 311,964	千円 808,464
	1 国庫補助金	496,500	311,964	808,464
3 繰越金		984,337	311,964	1,296,301
	1 一般会計繰入金	984,337	311,964	1,296,301
歳 入 合 計		1,495,293	623,928	2,119,221

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,492,793	千円 623,928	千円 2,116,721
	1 土地区画整理費	1,492,793	623,928	2,116,721
歳 出 合 計		1,495,293	623,928	2,119,221

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路千秋山崎線整備事業	令和 2 年度 ） 令和 8 年度	千円 6,247,500

令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）
令和元年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

14,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
30,103,407千円とする。
2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 6,496	千円 14,193	千円 20,689
	1 繰越金	6,496	14,193	20,689
歳 入 合 計		30,089,214	14,193	30,103,407

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		千円 6,551	千円 14,193	千円 20,744
	1 償還金及び還付加算金	6,551	14,193	20,744
歳 出 合 計		30,089,214	14,193	30,103,407

秋田市告示第 52 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

令和元年 7 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の 種 別	旧 新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	高梨台団地 8 号線	秋田市新藤田字高梨台 173 番 2 地先 秋田市新藤田字高梨台 173 番 2 地先		206.4	3 ～ 4.1
	新	高梨台団地 8 号線	秋田市新藤田字高梨台 173 番 2 地先 秋田市新藤田字高梨台 173 番 6 地先		210.0	4.05 ～ 6.50

2 区域変更および供用開始の期日

令和元年 7 月 2 日

3 縦覧期間

令和元年 7 月 2 日から同月 22 日まで。ただし、土曜日、日曜
日および国民の祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま
で

秋田市告示第 53 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項および第 82
条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居
宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78
条および第 85 条の規定により告示する。

令和元年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 フォーエ バー	フォーエ バーケア サービス センター	秋田市外旭 川字中谷地 46番地	令和元年 6月30日	訪問介護
特定非営 利活動法 人あきた 福祉共生 会	ごろりん はうす	秋田市川元 山下町2番 3号	令和元年 6月30日	居宅介護支 援

秋田市告示第54号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第55号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年 6月 1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年 7月 5日から同年 1月 5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第56号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市太平山スキー場

太平山リゾート公園

2 指定管理者

太平山観光開発株式会社

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 中 野 鋼 一

変更後 代表取締役社長 小 野 智

4 変更年月日

令和元年 6月27日

5 変更理由

役員の改選による

秋田市告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和元年 7月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定廃止 年月日
128	手形さく ら薬局	秋田市広面 字蓮沼21番 地1	有限会社赤井 代表取締役 赤 井 保 廣	令和元年 6月30日

秋田市告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
福祉用具べんざいてん	旧	秋田市外旭川八幡田一丁目11番37号 外旭川八幡田テナント2階201号室	平成31年4月15日
	新	秋田市添川字境内川原166番地8	

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
フォーエバーケアサービスセンター	秋田市外旭川字中谷地46番地	令和元年6月30日

秋田市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ほどの矯正歯科クリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号 2階	令和元年5月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ほどの矯正歯科クリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号	平成31年4月30日
手形さくら薬局	秋田市広面字蓮沼21番地1	令和元年6月30日

秋田市告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 健	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和元年6月25日

2 変更

氏名	変更事項（施術所）		変更年月日
	施術所の名称	施術所の所在地	
佐藤 貴裕	旧	株式会社フレアス	令和元年7月1日
	新	TEATE	

秋田市告示第61号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和元年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第62号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第63号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成29年度、平成30年度および令和元年度国民健康保険税納

税通知書

秋田市告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年 7月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ホームホスピス秋田	ホームホスピス秋田訪問看護ステーション	秋田市広面字近藤堰越11番地1 セジュールアン105号	令和元年7月15日	訪問看護、介護予防訪問看護

秋田市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
はらいずみ町内会
- 2 認可年月日
平成11年 5月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成18年 4月30日	浜 久 晃 秋田市保戸野原の町10番11号	田 村 君 夫 秋田市保戸野原の町11番34号
平成20年 4月26日	鈴木 友 弥 秋田市保戸野原の町12番17号	浜 久 晃 秋田市保戸野原の町10番11号
平成23年 4月23日	浜 久 晃 秋田市保戸野原の町10番11号	鈴木 友 弥 秋田市保戸野原の町12番17号
平成26年 4月20日	正 木 陽 子 秋田市保戸野原の町 9 番50号	浜 久 晃 秋田市保戸野原の町10番11号
平成29年 4月16日	本 山 博 秋田市保戸野原の町10番42号	正 木 陽 子 秋田市保戸野原の町 9 番50号
平成31年 4月14日	皆 川 隆 秋田市保戸野原の町10番14号	本 山 博 秋田市保戸野原の町10番42号

- 4 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

で、同法第69条の規定により告示する。

令和元年 7月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
175	佐野薬局マルナカ店	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	令和元年8月1日

秋田市告示第67号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和元年 7月22日

秋田市長 穂 積 志

第527号 伊 藤 護 朗 秋田市飯島

長年にわたり一般財団法人秋田市体育協会の役員として、競技団体の競技力向上や競技人口の拡大に尽力されるなど、本市のスポーツの普及と発展に大きく貢献した。

第528号 木 村 友 勝 秋田市河辺

長年にわたり河辺町商工会および河辺雄和商工会の役員として、地域商工業者の育成・発展に尽力されたほか、移住定住の促進や新たな地域資源の発掘により地域経済に大きな効果をもたらすなど、本市の地域商工業の振興・発展に大きく貢献した。

第529号 鷺 澤 幸 治 秋田市川尻

長年にわたりダリアの新品種開発に情熱を注ぎ、各種品評会等において優秀な成績を収められたほか、秋田国際ダリア園を開園し多くの来園者にダリアの魅力を伝えるなど、本市のダリアの普及と需要拡大に大きく貢献した。

第530号 進 藤 光 子 秋田市手形

長年にわたり秋田市教育委員会委員として、本市教育行政の重要事項について意見や提言を行ったほか、教育委員会委員長として会議運営を主導するなど、本市教育委員会の適正な運営に大きく貢献した。

秋田市告示第68号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和元年 7月22日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権思想普及高揚および人権啓発活動の推進に尽力し市勢の発展に貢献した。

手 賀 務

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

阿 部 儀 信

小野崎 光 明

鈴木 善 博

佐 藤 勇 一 郎

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

芳 尾 進

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

齊 藤 碩 之
 大 村 克 彦
 武 田 章 男
 柏 谷 昭 彦
 那 波 紘 一
 須 磨 満 彦
 土 田 宏 一
 平 澤 嗣 由
 平 野 秋 光
 半 田 實
 森 山 武智男
 福 原 英 典
 佐 藤 榮
 牛 嶋 道 夫
 武 藤 洪 平
 小 林 牧 子
 熊 地 信 雄
 武 田 誠 悦
 備 後 正 義
 佐々木 金 満
 佐々木 慎 也

長年にわたり消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に努め本市消費者行政の推進に貢献した。

辻 篤 志

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくりと社会福祉の向上に貢献した。

若年認知症サロン「つぼみの会」
 ハーモニカアンサンブルひまわりの会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に努めるとともに町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

岡 田 徳 美

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

倉 嶋 種 臣
 東海林 ヒサ子
 萬 屋 恵美子
 佐 藤 弘 子
 薩 摩 澄
 佐 藤 欣 一
 伊 藤 仁
 大 野 正 平
 藤 井 美恵子
 川 合 野婦子
 鈴 木 房 子
 土 田 由 仁
 菅 野 ミチ子
 加 藤 照 子
 佐 藤 むつ子
 佐 藤 武 夫
 伊 藤 優 子
 佐々木 洋 子
 佐 藤 美智子
 安 田 和 子
 齊 藤 ちづ子

小 林 紀 子
 神 原 真紀子
 荒 木 明 子
 飯 坂 律 子
 熊 谷 聖 子
 菊 地 峯 生

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

今 井 洋 子

長年にわたり廃棄物減量等推進審議会委員として廃棄物の減量等に係る施策の具体化に努め本市環境行政の推進に貢献した。

西 川 竜 二

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

長谷川 清 正

船 木 秀 春

伊 藤 兼 治

深 井 博 文

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

打 矢 隆 三

加 藤 清

佐 藤 豪

船 橋 通

岡 部 正 高

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

永 井 廣 雄

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本市林業の振興に貢献した。

大 友 長 康

伊 藤 清四郎

長年にわたり文化財保護審議会委員として文化財の保護保存に尽力し本市文化の振興に貢献した。

半 田 和 彦

小笠原 光

長年にわたり秋田長持唄全国大会を開催し伝承・普及および地域発展に尽力したほか秋田長持唄全国大会基金を創設するなど本市地域文化の継承・発展に貢献した。

秋田長持唄全国大会実行委員会

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に努めるとともに町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

保 坂 仁 志

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

稲 岡 万紀子

笹 川 久美子

齊 藤 公 博

吉 岡 幸 美

渡 邊 順 子

渡 辺 雄 孝

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

石 井 徳 子

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

- 鈴木 捷子
- 中村 恵美子
- 加藤 長二郎
- 三浦 研二
- 加賀谷 ユウ子
- 佐々木 成子
- 川村 俊春
- 佐藤 光春
- 佐藤 四郎
- 大竹 悦子
- 奈良 章子
- 中川 淑子
- 伊藤 邦子
- 和田 留美子
- 鈴木 ケイ子
- 後藤 利恵子
- 高橋 敏子
- 加沢 哲
- 來栖 瑞恵

長年にわたり都市環境の創造および保全に関する審議会委員等として本市都市環境施策の推進に貢献した。

- 野口 秀行
- 恒松 良純

長年にわたり景観形成専門部会委員として本市都市環境施策の推進に貢献した。

- 渡部 高明

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

- 石塚 小枝子

秋田市告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年 7月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 彩新	福祉用具 へんざいてん	秋田市添川 字境内川原 166番地 8	令和元年 7月20日	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第70号

令和元年 7月 5日付けの秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づく秋田市告示第55号を次のとおり訂正する。

令和元年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

返還を開始する年月日および返還を行う期間「同年 1月 5日」

を「令和 2年 1月 5日」に訂正する。

秋田市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古野町内会
- 2 認可年月日
平成 8年 4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 堀野 敏 孝
秋田市上北手古野字脇ノ田 3 番地
変更後 堀野 幸 雄
秋田市上北手古野字向老方66番地
- 4 変更年月日
平成31年 2月24日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 7月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館ノ下町内会
- 2 認可年月日
平成17年 9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成27年 3月22日	今野 芳 夫 秋田市上北手猿田 字四ツ小屋72番地 2	熊谷 勝 秋田市上北手猿田 字後谷地110番地
平成31年 3月17日	須田 俊 勝 秋田市上北手猿田 字四ツ小屋116番地	今野 芳 夫 秋田市上北手猿田 字四ツ小屋72番地 2

- 4 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年 7月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
20062	旧	広面樋ノ沖3号線	秋田市広面字樋ノ沖31番3地先 秋田市広面字樋ノ沖31番4地先	55.60	6.00
	新	広面樋ノ沖3号線	秋田市広面字樋ノ沖31番3地先 秋田市広面字樋ノ沖38番1地先	112.00	6.00

2 区域変更の期日

令和元年 7月30日

3 縦覧期間

令和元年 7月30日から同年 8月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年 7月30日

秋田市長 穂 積 志

1 供用開始の区間

整理番号	路線名	供用開始区間
20062	広面樋ノ沖3号線	秋田市広面字樋ノ沖31番4地先 秋田市広面字樋ノ沖38番1地先

2 供用開始の期日

令和元年 7月30日

3 縦覧期間

令和元年 7月30日から同年 8月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第75号

令和元年 7月24日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和元年 7月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

永 木 宏 明

飯島地区の歴史や文化、旧跡などをまとめたDVD「飯島逍遙～そこに歴史が～」を発売し、郷土への理解を深め、愛着や誇りを育むなど本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第76号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、次のとおり通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、および同令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定に基づき、公示

する。

令和元年 7月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区 間
御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目3番3地先から 秋田市上北手古野字脇ノ田129番地先まで
新都市9号線	秋田市御所野湯本六丁目2番10地先から 秋田市御所野湯本六丁目1番1地先まで
浜ナシ山港北線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山6番25地先から 秋田市土崎港西五丁目104番2地先まで
中央市場1号線	秋田市外旭川字四百刈2番6地先から 秋田市外旭川字待合82番地先まで
新都市24号線	秋田市御所野元町七丁目21番15地先から 秋田市御所野元町三丁目3番3地先まで
寺内神屋敷7号線	秋田市寺内字神屋敷295番74地先から 秋田市寺内字大小路207番35地先まで
北浜工業団地1号線	秋田市飯島字砂田26番7地先から 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山6番23地先まで
新都市11号線	秋田市上北手古野字脇ノ田130番3地先から 秋田市上北手古野字台65番地先まで

2 指定する期日

令和元年 7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう注意するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木などの上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

4 縦覧期間

令和元年 7月31日から同年 8月20日まで。ただし、土曜日、

日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第77号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量および長さの最高限度を引き上げる道路として以下の道路を指定し、併せて同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を定めることから、次のとおり公示する。

令和元年 7月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定する道路の路線名および区間

Table with 2 columns: 路線名, 区 間. Lists various roads and their designated sections.

2 指定する期日

令和元年 7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路・T字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車および他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄 第二欄 第三欄
市道八幡田地下道 秋田市寺内大畑 市道八幡田地下道線
線 (寺内大畑交差点) (秋田市泉菅野一丁目329番方向の車線に限る。)

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車および他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄 第二欄 第三欄
市道八幡田地下道 秋田市寺内大畑 市道八幡田地下道線
線 (寺内大畑交差点) (秋田市泉菅野一丁目323番方向の車線に限る。)

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

4 縦覧期間

令和元年 7月31日から同年 8月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第78号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

令和元年 7月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市土崎港東四丁目8番2号
氏名 鳴 海 能 仁
2 売りさばき所の所在地
秋田市將軍野青山町12番15号
秋田市飯島字薬師田144番地1
3 売りさばき所の名称
ローソン秋田將軍野青山店
ローソン秋田飯島薬師田店

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

令和元年 7月25日午後1時15分秋田市役所 5階第1・第2委員会室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年 7月23日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
2 令和2年度使用秋田市立小学校教科用図書採択に関する件
3 令和2年度使用秋田市立中学校教科用図書採択に関する件
4 令和2年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書採択に関する件
5 令和2年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書採択に関する件

6 令和2年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書
の採択に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、
第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運
営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙
権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおり
であるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和元年7月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,349人
- 2 3分の1の数 89,135人

秋市選管告示第5号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投
票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項
の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次
のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み
替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和元年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和元年7月5日から 令和元年7月20日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榑山字長沼27番地3	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和元年7月14日から 令和元年7月20日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和元年7月10日

秋市選管告示第6号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投
票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律
第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する
同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、
同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1 時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1 時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで （2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで （2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで（2 時間30分繰り下げ、3時間繰り 上げ）

秋市選管告示第7号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投
票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25
年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適
用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政
令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令
第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49
条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定によ
り告示する。

令和元年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

令和元年7月21日執行

参議院議員通常選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市役所		
令和元年7月5日		
投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
令和元年7月6日		
投票管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子

職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
令和元年 7月7日			令和元年 7月18日		
投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小 野 尊 尚	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
令和元年 7月8日			令和元年 7月19日		
投票管理者	秋田市山王六丁目18番28号	伊 藤 芳 高	投票管理者	秋田市東通観音前10番25号	加 藤 久 行
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
令和元年 7月9日			令和元年 7月20日		
投票管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭	投票管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
令和元年 7月10日			秋田市北部市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭	令和元年 7月14日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅 原 祐 子
令和元年 7月11日			職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目1番25号	今 野 博 志
投票管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠 美 子	令和元年 7月15日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅 原 祐 子
令和元年 7月12日			職務代理者	秋田市外旭川八柳一丁目14番 8 号	鎌 田 信 一
投票管理者	秋田市仁井田二ツ屋二丁目 7 番 3 号	三 浦 信 夫	令和元年 7月16日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地 2	山 本 喜 昭
令和元年 7月13日			職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 5 号	阿 部 修 子
投票管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠 美 子	令和元年 7月17日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地 2	川 口 紅 葉
令和元年 7月14日			職務代理者	秋田市土崎港東二丁目12番26号	小 野 真 紀 子
投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 小 枝 子	令和元年 7月18日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地 2	山 本 喜 昭
令和元年 7月15日			職務代理者	秋田市保戸野原の町 6 番 7 号	兄 玉 功
投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子	令和元年 7月19日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地 2	川 口 紅 葉
令和元年 7月16日			職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目1番25号	今 野 博 志
投票管理者	秋田市山王六丁目18番28号	伊 藤 芳 高	令和元年 7月20日		
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天	投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地 2	川 口 紅 葉
令和元年 7月17日			職務代理者	秋田市外旭川八柳一丁目14番 8 号	鎌 田 信 一
投票管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭	秋田市西部市民サービスセンター		
			令和元年 7月14日		

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小野尊尚
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤一人	職務代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川美紀子
令和元年7月15日			令和元年7月19日		
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小野尊尚
職務代理人	秋田市泉中央一丁目5番9号	高橋修	職務代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅原稔
令和元年7月16日			令和元年7月20日		
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚小枝子
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤一人	職務代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川美紀子
令和元年7月17日			秋田市河辺市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	令和元年7月14日		
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤一人	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地	熊谷文雄
令和元年7月18日			職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	令和元年7月15日		
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤一人	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲垣和春
令和元年7月19日			職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	令和元年7月16日		
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤一人	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
令和元年7月20日			職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野良治	令和元年7月17日		
職務代理人	秋田市泉中央一丁目5番9号	高橋修	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地	熊谷文雄
秋田駅東西連絡自由通路			職務代理人	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
令和元年7月14日			令和元年7月18日		
投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小野尊尚	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲垣和春
職務代理人	秋田市大平台二丁目1番地19	加賀巨樹	職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也
令和元年7月15日			令和元年7月19日		
投票管理者	秋田市新屋元町21番34号	三川則子	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
職務代理人	秋田市仁井田福島一丁目5番13-2号	近藤力	職務代理人	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
令和元年7月16日			令和元年7月20日		
投票管理者	秋田市東通観音前10番25号	加藤久行	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地	熊谷文雄
職務代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅原稔	職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹
令和元年7月17日			秋田市雄和市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市牛島東六丁目7番3号	福岡瑠美子	令和元年7月14日		
職務代理人	秋田市港北新町4番42号	加藤治	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目3番13号	加藤志美雄
令和元年7月18日			職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高

令和元年 7月15日

投票管理者 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地 佐藤 常雄

職務代理者 秋田市山王五丁目1番15号 藤田 靖

令和元年 7月16日

投票管理者 秋田市雄和椿川字関田89番地 黒崎 欽一

職務代理者 秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号 池田 義高

令和元年 7月17日

投票管理者 秋田市雄和相川字銅屋283番地4 金 千代司

職務代理者 秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号 池田 義高

令和元年 7月18日

投票管理者 秋田市雄和石田字前田112番地 佐藤 金雄

職務代理者 秋田市仁井田新一丁目11番56号 今野 三千和

令和元年 7月19日

投票管理者 秋田市雄和女米木字高麓沢1番地 石井 房雄

職務代理者 秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号 池田 義高

令和元年 7月20日

投票管理者 秋田市御所野下堤一丁目3番13号 加藤 志美雄

職務代理者 秋田市仁井田新一丁目11番56号 今野 三千和

秋田市岩見三内連絡所

令和元年 7月14日

投票管理者 秋田市河辺岩見字鶴養27番地 佐藤 昭久

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月15日

投票管理者 秋田市河辺三内字外川原130番地3 備後 正義

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月16日

投票管理者 秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地 石塚 稔

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月17日

投票管理者 秋田市河辺三内字外川原130番地3 備後 正義

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月18日

投票管理者 秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地 石塚 稔

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月19日

投票管理者 秋田市河辺岩見字鶴養27番地 佐藤 昭久

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

令和元年 7月20日

投票管理者 秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地 石塚 稔

職務代理者 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口 郁夫

秋田市大正寺連絡所

令和元年 7月14日

投票管理者 秋田市雄和新波字本屋敷166番地 珍田 智

職務代理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地 佐々木 俊郎

令和元年 7月15日

投票管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地3 池田 正

職務代理者 秋田市雄和椿川字方福87番地2 黒崎 隆一

令和元年 7月16日

投票管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地 齊藤 良春

職務代理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地 佐々木 俊郎

令和元年 7月17日

投票管理者 秋田市雄和新波字本屋敷169番地 加藤 文雄

職務代理者 秋田市雄和椿川字方福87番地2 黒崎 隆一

令和元年 7月18日

投票管理者 秋田市雄和新波字本屋敷166番地 珍田 智

職務代理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地 佐々木 俊郎

令和元年 7月19日

投票管理者 秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地 工藤 忠彦

職務代理者 秋田市雄和椿川字方福87番地2 黒崎 隆一

令和元年 7月20日

投票管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地3 池田 正

職務代理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地 佐々木 俊郎

イオンモール秋田

令和元年 7月14日

投票管理者 秋田市新屋大川町6番8号 赤根谷 光昭

職務代理者 秋田市港北新町4番42号 加藤 治

令和元年 7月15日

投票管理者 秋田市河辺戸島字本町94番地2 桐 沢 律 子

職務代理人 秋田市河辺和田字下石川298番地 佐々木 聡

令和元年 7月16日

投票管理者 秋田市河辺戸島字本町94番地2 桐 沢 律 子

職務代理人 秋田市桜一丁目10番34号 長谷川 美紀子

令和元年 7月17日

投票管理者 秋田市雄和左手子字清水下133番地 嘉 藤 一 司

職務代理人 秋田市下浜羽川字二十町25番地 大 友 徹

令和元年 7月18日

投票管理者 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐 藤 泰 子

職務代理人 秋田市飯島長野本町2番16号 藤 原 泰 葉

令和元年 7月19日

投票管理者 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐 藤 泰 子

職務代理人 秋田市下浜羽川字二十町25番地 大 友 徹

令和元年 7月20日

投票管理者 秋田市仁井田二ツ屋二丁目7番3号 三 浦 信 夫

職務代理人 秋田市大平台二丁目1番地19 加 賀 巨 樹

秋田大学手形キャンパス

令和元年 7月10日

投票管理者 秋田市新屋元町21番34号 三 川 則 子

職務代理人 秋田市横森四丁目6番18号 渡 辺 健

秋市選管告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和元年 7月 4 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
投票所一覧

投票区	投票所名	投票所住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号

8	のびのびこども園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部市民サービスセンター別館	牛島東六丁目4番5号
10	(旧)秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5
23	秋田市太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	(旧)秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田133番地1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地1
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田支援学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧)秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地

51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
64	秋田市下新城交流センター	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林88番地5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地4
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧)秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13番地3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目5番1号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号

90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地1
105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	太子前自治会館	雄和種沢字太子前157番地1
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

※第15、35投票区は欠番です。

秋市選管告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 投票区

秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで

2 閉じる時刻

午後7時

秋市選管告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和元年7月4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

令和元年7月21日執行

参議院議員通常選挙

投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市第1投票区 八橋地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
職務代理者	秋田市広面字釣瓶町100番地40	佐々木 潤 一
秋田市第2投票区 保戸野小学校		
投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八木橋 久 美
秋田市第3投票区 秋田北高等学校		
投票管理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
職務代理者	秋田市新藤田字高梨台112番地12	横 田 竹 彦
秋田市第4投票区 八橋小学校		
投票管理者	秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅 原 真
職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目10番18-3号	菅 井 洋 紀
秋田市第5投票区 旭北地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市大町三丁目5番46号	大 友 陽 子
職務代理者	秋田市御野場新町一丁目29番5号	菊 田 充 実
秋田市第6投票区 旭南小学校		
投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
職務代理者	秋田市大町六丁目6番19号	南 波 正 志
秋田市第7投票区 川尻小学校		
投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
職務代理者	秋田市新屋寿町4番25号	土 佐 友 二
秋田市第8投票区 のびのびこども園		
投票管理者	秋田市茨島二丁目10番30	柏 谷 英 夫

職務代理者	号 秋田市新屋町字関町後205番地2	大 原 貴 彦
秋田市第9投票区 南部市民サービスセンター別館		
投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千 田 典 夫
職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋田市第10投票区 (旧)牛島児童館		
投票管理者	秋田市檜山城南新町16番21号	福 田 徳 行
職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋田市第11投票区 秋田南中学校		
投票管理者	秋田市中通五丁目4番5号	池 田 實
職務代理者	秋田市手形字大松沢4番地1	嵯 峨 公 一
秋田市第12投票区 檜山地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋田市第13投票区 東小学校		
投票管理者	秋田市東通五丁目12番28号	池 田 敬
職務代理者	秋田市新屋勝平台7番3-6号	畠 山 健
秋田市第14投票区 中通小学校		
投票管理者	秋田市南通築地4番10号	川 越 よし子
職務代理者	秋田市檜山本町10番41号	永 田 誠 一
秋田市第16投票区 秋田東中学校		
投票管理者	秋田市手形字大松沢24番地9	豊 嶋 孝 夫
職務代理者	秋田市川元むつみ町3番15号	白 旗 史 人
秋田市第17投票区 広面小学校		
投票管理者	秋田市広面字二階堤11番地1	渡 部 正 保
職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋田市第18投票区 旭川小学校		
投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
職務代理者	秋田市旭川新藤田西町8番48号	三 浦 勉
秋田市第19投票区 泉公民館		
投票管理者	秋田市濁川字後田7番地8	安 藤 一 昭
職務代理者	秋田市八橋本町三丁目12番13号	小 玉 良
秋田市第20投票区 添川地域交流センター		
投票管理者	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船 木 義 則

秋田市第44投票区 豊岩地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻51番地	鈴木 幸 男	
職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひかる	
秋田市第45投票区 豊岩小山公民館			
投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定	
職務代理者	秋田市豊岩豊巻字中島98番地	鈴木 郁 子	
秋田市第46投票区 下浜桂根公民館			
投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐 藤 洋 一	
職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹	
秋田市第47投票区 下浜長浜公民館			
投票管理者	秋田市下浜長浜字柳沢道脇17番地	赤 田 節 司	
職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘	
秋田市第48投票区 下浜羽川公民館			
投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦	
職務代理者	秋田市新屋南浜町7番27号	河 村 勝	
秋田市第49投票区 下浜名ヶ沢公民館			
投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモキ田71番地	三 浦 藤 孝	
職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志美男	
秋田市第50投票区 (旧)八田小学校			
投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄	
職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐 藤 誠 晃	
秋田市第51投票区 北部市民サービスセンター			
投票管理者	秋田市飯島長野中町7番41号	齊 藤 真由美	
職務代理者	秋田市手形字大沢511番地	佐 川 和 幸	
秋田市第52投票区 土崎小学校			
投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番9号	加 藤 トヨ子	
職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目1番51号	秋 山 英 慶	
秋田市第53投票区 港北小学校			
投票管理者	秋田市土崎港中央一丁目8番22号	中 村 英 一	
職務代理者	秋田市新屋比内町23番33号	水 澤 真 理	
秋田市第54投票区 土崎中学校			
投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅 野 勲	
職務代理者	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地380	三 浦 浩	
秋田市第55投票区 土崎南小学校			
投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏 春	
職務代理者	秋田市新屋勝平台17番2-6号	佐 藤 正 利	
秋田市第56投票区 将軍野中学校			
投票管理者	秋田市外旭川字水口130番地1	菅 原 一 彦	
職務代理者	秋田市将軍野東二丁目1番38号	佐々木 良 幸	
秋田市第57投票区 寺内児童センター			
投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番24号	星 野 敏 夫	
職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐 藤 曜	
秋田市第58投票区 外旭川小学校			
投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地2	山 本 喜 昭	
職務代理者	秋田市外旭川字梶ノ目339番地1	菊 地 真	
秋田市第59投票区 将軍野地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐 藤 久	
職務代理者	秋田市八橋鯉沼町5番34号	加賀谷 学	
秋田市第60投票区 市営住宅四ツ谷団地第一集会所			
投票管理者	秋田市将軍野青山町3番39号	小 野 勲 夫	
職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎	
秋田市第61投票区 笹岡公民館			
投票管理者	秋田市外旭川字南沢2番地2	中 村 茂	
職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中 村 至	
秋田市第62投票区 飯島地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市飯島緑丘町18番18号	清 水 昇 一	
職務代理者	秋田市飯島新町一丁目8番17号	佐 藤 守	
秋田市第63投票区 飯島小学校			
投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2番19号	伊 藤 惠 司	
職務代理者	秋田市手形字山崎215番地1	伊 藤 雄 心	
秋田市第64投票区 下新城交流センター			
投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地228	加 沢 哲	
職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西60番地1	鎌 田 信 也	
秋田市第65投票区 下新城地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田113番地	佐 藤 三 男	
職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6	水戸瀬 敏 之	

番 6 号		番 地 2	
秋田市第66投票区 下新城堰根公民館		秋田市第77投票区 南浜地域活動支援センター	
投票管理者	秋田市外旭川字大谷地16番地 9 佐藤 貞 裕	投票管理者	秋田市千秋明徳町 4番51号 秋 山 修 次
職務代理人	秋田市千秋矢留町 6番14-701号 佐藤 和 人	職務代理人	秋田市高陽青柳町16番38号 堀 正 悦
秋田市第67投票区 上新城地区コミュニティセンター		秋田市第78投票区 秋田市役所	
投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地 2 三 浦 一 雄	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号 内 藤 克 幸
職務代理人	秋田市外旭川字梶ノ目744番地 7 佐藤 信 昭	職務代理人	秋田市寺内蛭根一丁目 7番 5号 照 井 治 之
秋田市第68投票区 上新城道川公民館		秋田市第79投票区 大住児童館	
投票管理者	秋田市上新城道川字宮ノ下81番地 8 阿 部 貢	投票管理者	秋田市御野場新町二丁目 20番 5号 井 上 正 敏
職務代理人	秋田市土崎港西五丁目 4番18号 白 岩 実	職務代理人	秋田市仁井田字新中島 826番地151 有 坂 昇
秋田市第69投票区 上新城小又公民館		秋田市第80投票区 南部市民サービスセンター	
投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢 2番地 齊 藤 貞 義	投票管理者	秋田市御野場六丁目 3番 12号 植 村 和 夫
職務代理人	秋田市飯島鼠田二丁目 8番23号 中 川 大 輔	職務代理人	秋田市四ツ小屋末戸松本 字向野31番地 1 加賀谷 速 人
秋田市第70投票区 金足農業高等学校		秋田市第81投票区 金足岩瀬公民館	
投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向 7番地19 奈 良 生 八	投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地 2 秋 本 升
職務代理人	秋田市金足小泉字瀧向45番地 奈 良 伊 雄	職務代理人	秋田市寺内堂ノ沢二丁目 8番28号 高 井 英 介
秋田市第71投票区 金足西小学校		秋田市第82投票区 金足黒川公民館	
投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台13番地 3 水 沢 章	投票管理者	秋田市金足黒川字沖川端 39番地 三 浦 重 朗
職務代理人	秋田市飯島松根西町 1番 15号 菅 原 崇	職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地 三 浦 初
秋田市第72投票区 金足地区集会所		秋田市第83投票区 城東中学校	
投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林 150番地 齊 藤 忠 一	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号 長谷川 ミオ子
職務代理人	秋田市川尻上野町 6番49-7号 佐藤 耕 明	職務代理人	秋田市泉中央一丁目 9番 22号 近 藤 正 隆
秋田市第73投票区 (旧) 金足東小学校		秋田市第84投票区 桜小学校	
投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地 千 蒲 隆	投票管理者	秋田市桜一丁目 8番44号 福 士 啓 三
職務代理人	秋田市土崎港相染町字中谷地 9番地41 堀 祐 樹	職務代理人	秋田市土崎港西三丁目 8番 7号 斎 藤 康
秋田市第74投票区 東部市民サービスセンター		秋田市第85投票区 外旭川地区コミュニティセンター	
投票管理者	秋田市中通三丁目 3番26号 榎 仁 司	投票管理者	秋田市外旭川字三後田215番地 三 浦 宏 樹
職務代理人	秋田市広面字谷内佐渡17番地 川 辺 久 貴	職務代理人	秋田市新屋日吉町25番 4号 安 宅 健 太
秋田市第75投票区 泉中学校		秋田市第86投票区 御所野小学校	
投票管理者	秋田市寺内焼山 3番31号 村 上 實	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 3番 4号 高 橋 博
職務代理人	秋田市桜ガ丘三丁目13番地41 相 澤 幸 久	職務代理人	秋田市手形字十七流174番地 3 古 谷 大 助
秋田市第76投票区 勝平地区コミュニティセンター		秋田市第87投票区 飯島南小学校	
投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98 伊 藤 武 士	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6号 石 塚 實
職務代理人	秋田市寺内字三千刈336 小 野 隆 志	職務代理人	秋田市飯島長野本町 3番 29号 保 坂 悟

秋田市第88投票区 御野場中学校			136番地 2		
投票管理者	秋田市仁井田字大野153番地 1	相 場 利 治	秋田市第99投票区 三町内会公民館	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北 熊 谷 直 正 575番地 2
職務代理人	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡	職務代理人	秋田市山王二丁目10番33号	田 近 真由子
秋田市第89投票区 ウェルビューいづみ			秋田市第100投票区 式田公民館		
投票管理者	秋田市泉北四丁目 9 番 6 号	大 沢 和 男	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下 鈴 木 英 機 袋67番地 1	
職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智	職務代理人	秋田市山王中島町12番 7 号	鈴 木 重 洋
秋田市第90投票区 鶴養公民館			秋田市第101投票区 河辺総合福祉交流センター		
投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字 熊 谷 文 雄 上前田表54番地 1	
職務代理人	秋田市河辺松測字街道北 3 番地 1	佐 藤 康 直	職務代理人	秋田市河辺和田字下石川 佐々木 聡 298番地	
秋田市第91投票区 新川公民館			秋田市第102投票区 黒沼多目的共同利用施設		
投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱 伊 藤 薫 14番地 4		投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字 松 田 芳 隆 上盤昌155番地	
職務代理人	秋田市河辺松測字川原田 加賀谷 匡 家ノ後 1 番地 3		職務代理人	秋田市御野場新町四丁目 織 山 泰 彦 6 番12号	
秋田市第92投票区 岩見三内地区コミュニティセンター			秋田市第103投票区 戸島ふるさとセンター		
投票管理者	秋田市河辺三内字外川原 備 後 正 義 130番地 3		投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132 長谷川 清 正 番地	
職務代理人	秋田市河辺三内字外川原 佐 藤 能 之 83番地24		職務代理人	秋田市河辺戸島字本町131 鈴 木 仁 番地 2	
秋田市第93投票区 砂子淵公民館			秋田市第104投票区 畑谷公民館		
投票管理者	秋田市河辺三内字高畑63 藤 原 明 則 番地		投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15 稲 垣 和 春 番地	
職務代理人	秋田市河辺三内字野崎35 鎌 田 英 智 番地23		職務代理人	秋田市河辺戸島字七曲下 高 屋 速 人 65番地	
秋田市第94投票区 萱森生活改善センター			秋田市第105投票区 雄和基幹集落センター		
投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留 佐 藤 勇 策 見瀬17番地		投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26 佐々木 稔 番地 3	
職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16 田 口 郁 夫 番地		職務代理人	秋田市將軍野南一丁目 9 加 藤 肇 番12号	
秋田市第95投票区 田尻町内会館			秋田市第106投票区 神ヶ村自治会館		
投票管理者	秋田市河辺三内字田尻下 田 口 一 俊 野田66番地		投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字窪92 菅 野 仁 番地	
職務代理人	秋田市河辺三内字曾場台 佐々木 透 152番地 2		職務代理人	秋田市雄和平沢字水沢44 伊 藤 主 番地 2	
秋田市第96投票区 赤平ふれあい館			秋田市第107投票区 萱ヶ沢自治会館		
投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81 佐々木 金 満 番地		投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ 池 田 正 沢168番地 3	
職務代理人	秋田市新屋比内町15番19 佐々木 忍 号		職務代理人	秋田市檜山川口境 7 番16 工 藤 貴 志 号	
秋田市第97投票区 神内公民館			秋田市第108投票区 中ノ沢自治会館		
投票管理者	秋田市河辺神内字鳥井長 熊 谷 清 美 根36番地 2		投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢 小野寺 良 光 37番地	
職務代理人	秋田市山王六丁目22番14 名古屋 晃 号		職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁 池 田 義 高 目15番 3 号	
秋田市第98投票区 下諸井児童館			秋田市第109投票区 雄和左手子交流センター		
投票管理者	秋田市河辺諸井字下諸井 鈴 木 良 悦 37番地		投票管理者	秋田市雄和左手子字清水 嘉 藤 一 司 下133番地	
職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井 長谷部 達 也				

職務代理者	秋田市河辺戸島字ヲソノ 15番地 1	関 淑 和
秋田市第110投票区 太子前自治会館		
投票管理者	秋田市雄和種沢字戸草沢 168番地 2	加 藤 長 男
職務代理者	秋田市雄和向野字前開31 番地	浅 野 正 樹
秋田市第111投票区 平尾鳥会館		
投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中山 51番地 1	角 田 金 一
職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田 22番地 2	酒 井 志美雄
秋田市第112投票区 女米木自治会館		
投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓 沢 1 番地	石 井 房 雄
職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎 7 番地	石 井 浩 和
秋田市第113投票区 戸賀沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字御江 田90番地	加 藤 敏
職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 10番11号	長谷川 清 徳
秋田市第114投票区 相川コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283 番地 4	金 千代司
職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋260 番地	渡 辺 潤
秋田市第115投票区 高野生活改善センター		
投票管理者	秋田市雄和相川字高野113 番地 1	五十嵐 英 雄
職務代理者	秋田市御野場六丁目14番 13号	淡 路 喜美雄
秋田市第116投票区 雄和市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35 番地	伊 藤 一 敏
職務代理者	秋田市雄和石田字前田44 番地	佐 藤 善 克
秋田市第117投票区 長者やま荘		
投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢 8 番地	堀 井 弘 昭
職務代理者	秋田市御所野元町四丁目 5 番33号	浅 野 学
秋田市第118投票区 安養寺児童館		
投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89 番地	黒 崎 欽 一
職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87 番地 2	黒 崎 隆 一
秋田市第119投票区 本田自治会館		
投票管理者	秋田市雄和田草川字本田 143番地 1	佐 藤 浩
職務代理者	秋田市泉北三丁目11番21 号	佐 藤 学
秋田市第120投票区 芝野自治会館		
投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中	佐々木 亨

職務代理者	台100番地 秋田市雄和田草川字山崎 85番地 1	佐々木 聖 矢
秋田市第121投票区 下黒瀬自治会館		
投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋 敷103番地	佐 藤 常 雄
職務代理者	秋田市御所野元町六丁目 17番20- 2 号	茂 木 隆 悦

秋市選管告示第11号

令和元年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の場
所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の
規定に基づき次のように定めたので、同法第64条の規定により告
示する。

令和元年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時
令和元年 7月21日
午後 9時15分から

秋市選管告示第12号

令和元年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理
者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律
第100号）第61条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令
第89号）第67条第 1 項の規定に基づき次のように選任したので、
同令第68条の規定により告示する。

令和元年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 開票管理者
秋田市山王二丁目 3 番10-1301号 古 谷 薫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市仁井田福島二丁目 7 番17号 堀 井 明 美

秋市選管告示第13号

令和元年 7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候
補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次
のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第
2号）第62条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和元年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時
令和元年 7月 4日
午後 6時から

秋市選管告示第14号

令和元年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会

人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和元年 7月 4日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和元年 7月18日
午後 5時30分から

秋市選管告示第15号

令和元年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和元年 7月16日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田駅東西連絡自由通路

令和元年 7月16日

新 秋田市下浜羽川字二十町25番地

大 友 徹

旧 秋田市川元開和町10番12号

菅 原 稔

令和元年 7月19日

新 秋田市雄和平尾鳥字中田101番地

進 藤 司

旧 秋田市川元開和町10番12号

菅 原 稔

秋市選管告示第16号

令和元年 7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和元年 7月19日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田市第105投票区（雄和基幹集落センター）

新 秋田市雄和向野字築土手50番地1

那 須 誠 子

旧 秋田市將軍野南一丁目9番12号

加 藤 肇

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

令和元年 7月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年 7月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第4号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年 7月 5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
株式会社ク ラシアン 秋田営業所	鈴 木 一 也	秋田市広面字堤敷58番地4

2 指定年月日

令和元年 7月 3日

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 7月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
安田水道	安 田 貢	秋田市山王沼田町7番38号 山王アイC号

2 廃止年月日

平成30年10月1日

秋田市上下水道局告示第8号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年 7月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

令和元年 8月 6日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別

合流式および分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番 8号

7 縦覧の期間

令和元年 7月22日から同年 8月 5日まで（土曜日、日曜日を
除く午前 8時30分から午後 5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第 9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2号）第 8条の 3 第 1号の規定により告示する。

令和元年 7月23日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
森本設備	森 本 晃	秋田市牛島西二丁目 4 番11-20号

2 指定年月日

令和元年 7月22日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5条の 3 第 1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7号）第 9条第 1号の規定により告示する。

令和元年 7月23日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の指定

業者名	代表者	所在地
森本設備	森 本 晃	秋田市牛島西二丁目 4 番11-20号

2 指定年月日

令和元年 7月22日

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	面 積	最低入札価格
1	(土地) 秋田市寺内蛭根三丁目85番 4 (建物) 鉄筋コンクリート造 3階建事務所 スチール製物置あり	宅 地	5,428.76㎡	100,323,000円
			2,905.79㎡ (延床面積)	96,896,800円 (税込)
			合計	197,219,800円
2	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅 地	433.48㎡	3,013,000円
3	秋田市河辺三内字野崎35番26 他 1 筆	宅地・雑種地	452.63㎡	3,146,000円

※ 売払物件 1 の建物の最低入札価格には、建物に係る消費税及び地方消費税相当額（税率合計10%）を含んでいます。

公 告

秋田市公告

秋田市庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和元年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（37台）

第 1 駐輪場 5 台

第 2 駐輪場 17 台

第 3 駐輪場 13 台

分館前駐輪場 2 台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年 6 月26日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎 4 階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年 7 月 1 日から同年10月 1 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 3 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課 電話 018-888-5439

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和元年 7月 2日

秋田市長 穂 積 志

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 第3委員会室
- (2) 入札
令和元年7月31日（水）午前10時
（入札申込受付は、午前9時から午前9時50分まで）
- (3) 開札
入札締切り後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は、市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売払物件1の落札者は、売買仮契約書により仮契約を、売払物件2および売払物件3の落札者は、売買契約書により契約を締結しなければならない。

上記の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任

を負わないものとする。

8 契約保証金

- (1) 売払物件1の契約者は、本契約として効力を有した後直ちに、売払物件2および売払物件3の契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

売払物件1の契約者は、本契約として効力を有した日から30日以内に、売払物件2および売払物件3の契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 土地 秋田市寺内蛭根三丁目85番4
建物 鉄筋コンクリート造3階建事務所（スチール製物置あり）
 - ア 日時
令和元年7月18日（木）午前10時から
 - イ 集合場所
現地
- (2) 秋田市河辺三内字野崎35番24
 - ア 日時
令和元年7月18日（木）午後1時30分から
 - イ 集合場所
現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆
 - ア 日時
令和元年7月18日（木）午後1時30分から
 - イ 集合場所
現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成31年4月15日付け秋田市指令第2799号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市泉北四丁目3番28号
株式会社吉兆ホーム
代表取締役 吉 田 一 生

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市川尻御休町228番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成31年3月20日付け秋田市指令第2109号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市大住二丁目19番4号 県営大野住宅4-303号
新 田 平

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字西潟敷127番3

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年7月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
N T Tファイナンス株式会社
代表取締役 坂 井 義 清
東京都港区港南一丁目2番70号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤 田 勝 幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）秋田外旭川複合店舗
所在地 秋田市外旭川字大谷地29番地1 他22筆
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置
イ 駐輪場の位置
変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
令和元年7月20日
- (5) 変更理由
飲食店舗出店に伴い、配置計画を見直すため
- 2 届出年月日
令和元年7月8日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間
令和元年7月16日から令和元年11月16日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
協同組合 秋田市民市場
理事長 進 藤 政 弘
秋田市中通四丁目7番35号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 協同組合 秋田市民市場
所在地 秋田市中通四丁目7番35号
- (3) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
令和元年8月1日
- (5) 変更理由
駐車場運営の効率化を図るため
- 2 届出年月日
令和元年7月11日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
令和元年7月16日から令和元年11月16日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

秋田市が設置している自転車駐輪場内に長期間放置されていた自転車を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和元年7月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車
- (1) 放置されていた場所および台数（56台）
河辺 SC 内駐輪場 3台
和田駅北側駐輪場 32台
和田駅南側駐輪場 21台
- (2) 撤去し、保管した年月日
令和元年7月17日
- (3) 防犯登録番号等

別紙(省略)のとおり

(4) 返還を行う時間および確認場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 確認場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

秋田市河辺市民サービスセンター

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年7月18日から同年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後3か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

秋田市河辺市民サービスセンター総務担当

電話 018-882-5221

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成31年度第4号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

令和元年7月1日付けで認可地縁団体である笹岡南沢町内会から地方自治法(昭和22年法律第67条)第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

笹岡南沢町内会

2 区域

秋田市外旭川字蒲沼187番地~300番地、外旭川字土手下47番地~191番地、外旭川字家ノ前地内および外旭川字南沢地内

3 主たる事務所

秋田市外旭川字家ノ下575番地

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

種類	床面積	所在地
田	79㎡	秋田市外旭川字家ノ前559番
田	79㎡	秋田市外旭川字家ノ前560番
田	79㎡	秋田市外旭川字家ノ前561番
田	79㎡	秋田市外旭川字家ノ前562番
田	82㎡	秋田市外旭川字家ノ前575番
田	82㎡	秋田市外旭川字家ノ前576番
田	82㎡	秋田市外旭川字家ノ前577番
田	82㎡	秋田市外旭川字家ノ前578番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

ア 氏名

別紙(省略)のとおり

イ 住所

別紙(省略)のとおり

5 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和元年7月29日から同年10月29日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29条)第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年7月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

イオンタウン株式会社

代表取締役 加藤 久 誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン茨島アネックス

所在地 秋田県秋田市茨島二丁目4番1号 他8筆

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオンタウン株式会社

代表取締役社長 大 門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

変更後 イオンタウン株式会社

代表取締役社長 加藤 久 誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(4) 変更年月日

令和元年 5月31日

(5) 変更理由

代表者の変更により

2 届出年月日

令和元年 7月24日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和元年 7月30日から同年11月30日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和元年 7月31日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（66台）

追分駅前自転車等駐車場 7台

上飯島駅自転車等駐車場 1台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 13台

土崎図書館前自転車等駐車場 13台

土崎駅前自転車等駐車場 2台

新屋駅前自転車等駐車場 17台

下浜駅前自転車等駐車場 1台

牛島駅東自転車等駐車場 9台

牛島駅西自転車等駐車場 1台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年 7月29日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年 7月31日から令和 2年 1月30日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和元年12月29日から令和 2年 1月 3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和元年 7月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
賦課対象区域

新屋田尻沢東町（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

